

事務連絡
令和2年4月17日

各都市医師会長 殿

青森県医師会
会長 齊藤 勝
(公印省略)

**新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について
(依頼)**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本日、県新型コロナウイルス感染症危機対策本部 保健医療調整本部より、標記の件につきまして、別添のとおり協力依頼がございました。

今般、各都道府県等が手指消毒用エタノールを購入し、積み増しされた備蓄から、在庫の逼迫度等に応じて必要な施設に供給することとなりましたので、本件について貴会会員への周知を行うとともに、優先供給を要望する医療機関の取りまとめにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、ご多忙中お急ぎ立てして申し訳ありませんが、別添様式にて4月21日(火) 14:00までに本会事務局までにご報告いただきますようお願いいたします。なお、費用は各医療機関の負担となりますので、添付資料により支払方法等ご確認ください。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、貴職より特段のご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件についての問合せ先】

○新型コロナウイルス感染症危機対策本部 保健医療調整本部：TEL 017-734-9871

青森県医師会新型コロナウイルス感染症対策室
【担当】青森県医師会業務課（加藤、藤田、柿崎）
030-0801 青森市新町 2-8-21
TEL：017-723-1911 FAX：017-773-3273

公益社団法人青森県医師会事務局 御中

新型コロナウイルス感染症危機対策本部
保健医療調整本部

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用
エタノールの優先供給について（依頼）

標記について、3月13日付事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」に関しまして、今般、国から手指消毒用エタノールの優先供給について、連絡がございました。

つきましては、優先供給を要望する場合は、貴会分を取りまとめの上、別添ファイルに必要事項を記入し、本メールにご返信いただきますようお願いいたします。

期限が短くて誠に申し訳ございませんが、4月21日（火）17：00までにご提出いただきますようお願いいたします。（要望がない場合は、回答不要です。）

なお、病院分につきましては、別途依頼していることを申し添えます。

記

【優先供給について】

○費用については原則として各医療機関に負担してもらいます。

（支払いの方法は、着払いとなっております。）

○エタノールのメーカー、銘柄は選べません。

○現時点において要望してもすべてが優先供給されるとは限りません。

○供給する手指消毒用エタノールとしては、主として医薬部外品の手指消毒用エタノールとなります。

○「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）において、特定アルコールの無償配布を受ける予定の医療機関等については、原則として、本優先供給スキームの対象外となります。

○取引価格は原則として実勢価等に配送料を加えた額となります。

（参考として第3弾の価格表を添付します。）

担当：新型コロナウイルス感染症危機対策本部 保健医療調整本部 主幹 樋口 隆則 TEL：017-734-9871 FAX：017-773-6921 E-mail：kkenkofu-shikizai@pref.aomori.lg.jp
